

動物愛護週間 とは…？

動物愛護週間は、「動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護法）」第4条に基づいて、毎年9月20日から26日までの7日間を期間として定められています。



動物愛護法 第4条 (抜粋)

国及び地方公共団体は、動物の愛護及び適正な飼養についての国民の関心と理解を深めるようにするため、動物愛護週間を設けるものとする。



なぜ「動物愛護週間」が必要なのか



災害時の避難や
高齢者の飼育継続問題



飼い主による
飼育放棄や虐待



野良猫・多頭飼育など
地域の課題化



無責任な繁殖や
不適正飼育

などといった、動物に関わる社会的な問題も増えています。



こうした中で、動物愛護週間は以下のような意義を持ちます。

- ・動物は命ある存在であることを再認識する機会
- ・法律に基づく「飼い主の責任」や「適正飼養」の周知
- ・人と動物のより良い共生のあり方を地球全体で考えるきっかけ

動物も人間と同じように、感情や痛みを感じる存在です。
この1週間を通して、動物との関わり方や、命と暮らす責任
について、改めて考えてみませんか？